

子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書

女性のがんである子宮頸がんの死亡率は高く、毎年約8,000人が子宮頸がんと診断され、約2,500人が亡くなっている。

子宮頸がんの特徴の一つは、発症年齢の低さで、発症のピークは年々低年齢化しており、1978年頃は50歳以上だったのに対し、1998年には30代になり、20代、30代の若い女性の子宮頸がんが増加傾向にある。

もう一つは、子宮頸がんの原因のほとんどが、ヒトパピローマウイルス（HPV）による感染ということである。8割近くの女性が一生のうちにHPVに感染すると言われていたものの感染した女性がすべて発症するわけではなく、持続感染により子宮頸がんが発症すると考えられている。このHPV感染を予防するワクチンの研究開発が進み、2006年6月に米国で承認されたのをはじめ、現在までに80か国以上の国で承認されている。つまり、子宮頸がんは「予防可能ながん」ということになる。

しかし、まだ我が国ではこの予防ワクチンが承認されておらず、速やかな承認への期待が高まっている。

よって、国におかれては、子宮頸がんの予防・早期発見のための取組を推進するため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 子宮頸がん予防ワクチンの早期承認に向けた審査を進めること。
- 2 女性の一生においてHPV感染の可能性が高いこと、また予防可能ながんであることをかんがみ、予防ワクチンが承認された後は、その普及を図るための施策を推進すること。
- 3 我が国におけるワクチンの開発、製造、接種のあり方に関して、世界の動向等も考慮し検討を進め、必要な対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月19日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣